令和６年２月６日提出

令和6年3月市議会定例会
議案参考資料

（その２）

木 更 津 市

令和６年３月市議会定例会議案参考資料目録（その２）

議　案　番　号	件　　名	頁
議案第１６号	木更津市教育委員会教育長の履歴事項	１
議案第２２号	木更津市固定資産評価員の履歴事項	２
議案第２３号	木更津市監査委員の履歴事項	３
議案第２４号	附属機関設置条例の新旧対照表	５
議案第２５号	木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の新旧対照表	７
議案第２６号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表	１２
議案第２７号	市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の新旧対照表	２０
議案第２８号	木更津市介護保険条例の新旧対照表	２１
議案第２９号	木更津市漁港管理条例の新旧対照表	２３
議案第３０号	木更津市下水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表	２４
議案第３１号	木更津市立公民館設置及び管理運営条例の新旧対照表	２５
議案第３２号	譲渡理由等概要	２９
議案第３３号 及び 議案第３４号	木更津市・袖ケ浦市境界変更図	３０

議案第１６号　　（木更津市教育委員会教育長の任命）

履　歴　事　項

住　所　□□□□□□□□□□□□□

氏　名　廣　部　昌　弘

生年月日　□□□□□□□□□□

（　経　歴　）

議案第２２号　　（木更津市固定資産評価員の選任）

履　歴　事　項

住　所　□□□□□□□□□□□□

氏　名　斉　藤　晃

生年月日　□□□□□□□□□

（　経　歴　）

議案第２３号　　（木更津市監査委員の選任）

履　歴　事　項

住　所　□□□□□□□□□□□□□

氏　名　北　原　靖　和

生年月日　□□□□□□□□□□

（　経　歴　）

（　活動実績　）

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和　2	１９	１９	
3	２０	２０	
4	２２	２１	
5	１８	１８	

新旧対照表

○議案第２４号　附属機関設置条例の一部を改正する条例

新

附属機関設置条例

昭和34年９月28日
条例第28号

別表（第３条）

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略					
木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者選定委員会	木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業の事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	１　学識経験者 ２　関係行政機関の職員 ３　市の職員	７人以内	２年
木更津市吾妻公園文化芸術施設整備検討委員会	木更津市吾妻公園文化芸術施設の整備に係る事業者の選定及び整備の内容について調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	１　学識経験者 ２　関係団体を代表する者 ３　公募 ４　市の職員	10人以内	１年以内
木更津市観光振興計画推進委員会	木更津市観光振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	１　学識経験者 ２　関係団体を代表する者 ３　公募 ４　その他観光振興の推進のため必要	15人以内	２年

旧

附属機関設置条例

昭和34年９月28日
条例第28号

別表（第３条）

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略					
木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者選定委員会	木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業の事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	１　学識経験者 ２　関係行政機関の職員 ３　市の職員	７人以内	２年

			と認められる者		

新旧対照表

○議案第２５号　木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

新

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例

平成27年９月18日
条例第28号

（個人番号の利用範囲）

第４条　略

２　実施機関は、別表第２の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該実施機関が法別表の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳事務の処理に関して保有する別表第２の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

３　実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、当該実施機関が法別表の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法による住民基本台帳事務の処理に関して保有する利用特定個人情報を利用することができる。

別表第２（第４条第２項）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	木更津市子ども医療費助成規則による子ども医療費の助成に関する事務	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第４号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）
	略	
	生活に困窮する外国人に対	健康保険法（大正11年法律第

旧

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例

平成27年９月18日
条例第28号

（個人番号の利用範囲）

第４条　略

２　実施機関は、別表第２の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該実施機関が法別表第１の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳事務の処理に関して保有する別表第２の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

３　実施機関は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該実施機関が法別表第１の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法による住民基本台帳事務の処理に関して保有する法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

別表第２（第４条第２項）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	木更津市子ども医療費助成規則による子ども医療費の助成に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
	略	
	生活に困窮する外国人に対	医療保険給付関係情報

		する生活保護の措置についてに基づき日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務	70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報			する生活保護の措置についてに基づき日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務	
			労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）による特別遺族給付金の支給に関する情報又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関す			労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報	

			る情報				
			災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報			災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報	
			生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年			生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報	

			法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報					
			地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成９年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者自立支援給付関係情報				地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報	
			略				略	
			国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等				年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法	

		の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報			律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報			特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報
		地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報			地方公務員災害補償関係情報
		略			略
略			略		

新旧対照表

○議案第２６号　木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（本則関係）

新	旧
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年９月27日 条例第15号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年９月27日 条例第15号
（会計年度任用職員の給与） 第２条　前条の「給与」とは、法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び夜間勤務手当をいい、同項第１号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。	（会計年度任用職員の給与） 第２条　前条の「給与」とは、法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び夜間勤務手当をいい、同項第１号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条　給与条例第18条第１項、第２項、第４項及び第６項、第18条の２並びに第18条の３の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条　給与条例第18条第１項、第２項、第４項及び第６項、第18条の２並びに第18条の３の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第２項中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。
２　略	２　略
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第13条の２　給与条例第18条の４第１項から第３項まで及び第５項の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。 ２　前項に掲げるほか、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。	
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条　給与条例第18条第１項、第２項、第４項及び第６項、第18条の２並びに第18条の３の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべ	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条　給与条例第18条第１項、第２項、第４項及び第６項、第18条の２並びに第18条の３の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第２項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と、給与条例第18条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職

き給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２・３　略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の２　給与条例第18条の４第１項から第３項まで及び第５項の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条の４第２項第１号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、勤勉手当を支給しない。

３　前２項に掲げるほか、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。

別表第１（第４条）

ア　行政職給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
１	162,100	208,000

し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２・３　略

別表第１（第４条）

ア　行政職給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
１	150,100	198,500

2	163, 200	209, 700
3	164, 400	211, 400
4	165, 500	212, 900
5	166, 600	214, 400
6	167, 700	216, 200
7	168, 800	217, 900
8	169, 900	219, 600
9	170, 900	221, 100
10	172, 300	222, 600
11	173, 600	224, 100
12	174, 900	225, 600
13	176, 100	226, 800
14	177, 600	228, 200
15	179, 100	229, 600
16	180, 700	231, 000
17	181, 800	232, 400
18	183, 200	234, 000
19	184, 600	235, 500
20	186, 000	236, 900
21	187, 300	238, 100
22	189, 600	239, 700
23	191, 800	241, 200
24	194, 000	242, 600
25	196, 200	243, 600
26	197, 900	245, 100
27	199, 400	246, 400
28	200, 900	247, 600
29	202, 400	248, 700
30	203, 800	249, 700
31	205, 200	250, 600
32	206, 600	251, 500
33	208, 000	252, 400
34	209, 300	253, 300
35	210, 600	254, 100

2	151, 200	200, 300
3	152, 400	202, 100
4	153, 500	203, 900
5	154, 600	205, 400
6	155, 700	207, 200
7	156, 800	209, 000
8	157, 900	210, 800
9	158, 900	212, 400
10	160, 300	214, 200
11	161, 600	216, 000
12	162, 900	217, 800
13	164, 100	219, 200
14	165, 600	221, 000
15	167, 100	222, 700
16	168, 700	224, 500
17	169, 800	226, 100
18	171, 200	227, 800
19	172, 600	229, 400
20	174, 000	230, 900
21	175, 300	232, 200
22	177, 800	233, 800
23	180, 300	235, 400
24	182, 800	236, 900
25	185, 200	237, 900
26	186, 900	239, 400
27	188, 500	240, 700
28	190, 200	241, 900
29	191, 700	243, 100
30	193, 400	244, 100
31	195, 200	245, 100
32	196, 900	246, 100
33	198, 500	247, 200
34	199, 900	248, 100
35	201, 400	249, 000

36	211, 900	254, 900
37	213, 200	255, 600
38	214, 400	256, 700
39	215, 600	257, 900
40	216, 700	259, 000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700
54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600

36	202, 900	250, 000
37	204, 200	250, 900
38	205, 500	252, 200
39	206, 700	253, 400
40	208, 000	254, 700
41	209, 300	256, 000
42	210, 600	257, 400
43	211, 900	258, 600
44	213, 200	259, 800
45	214, 300	260, 900
46	215, 600	262, 100
47	216, 900	263, 400
48	218, 200	264, 500
49	219, 200	265, 600
50	220, 300	266, 600
51	221, 300	267, 800
52	222, 300	268, 900
53	223, 300	269, 900
54	224, 200	270, 900
55	225, 100	272, 000
56	226, 000	273, 100
57	226, 300	274, 000
58	227, 100	275, 000
59	227, 800	275, 900
60	228, 500	277, 000
61	229, 200	278, 100
62	230, 000	279, 100
63	230, 700	280, 000
64	231, 300	281, 000
65	231, 900	281, 500
66	232, 500	282, 400
67	233, 100	283, 100
68	233, 800	284, 000
69	234, 500	285, 000

70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241, 800	290, 600
76	242, 300	291, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400
83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900
85	246, 400	293, 200
86	246, 800	293, 500
87	247, 200	293, 800
88	247, 600	294, 100
89	248, 000	294, 400
90	248, 500	294, 800
91	248, 800	295, 100
92	249, 100	295, 500
93	249, 400	295, 700
94		295, 900
95		296, 200
96		296, 600
97		296, 800
98		297, 100
99		297, 500
100		297, 900
101		298, 100
102		298, 400
103		298, 800

70	235, 100	285, 800
71	235, 600	286, 600
72	236, 300	287, 400
73	237, 000	288, 200
74	237, 600	288, 700
75	238, 200	289, 100
76	238, 700	289, 600
77	239, 300	289, 800
78	240, 000	290, 100
79	240, 700	290, 300
80	241, 200	290, 700
81	241, 700	290, 900
82	242, 300	291, 100
83	242, 900	291, 500
84	243, 400	291, 800
85	243, 900	292, 100
86	244, 500	292, 400
87	245, 100	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800

104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

イ　発達相談員給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
1	320,200	365,900
2	322,100	367,000
3	324,000	367,900
4	325,900	368,900
5	327,900	370,000
6	329,800	371,700

104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

イ　発達相談員給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
1	317,100	364,200
2	319,300	365,500
3	321,400	366,400
4	323,300	367,500
5	325,300	368,600
6	327,300	370,300

7	331,700	372,600
8	333,400	374,200
9	335,400	375,000

ウ　外国語指導助手給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
1	375,000	416,000
2	375,800	417,600
3	377,200	419,100
4	378,600	420,600
5	379,300	422,100

エ　市税等徴収指導員給料表

（単位：円）

職務の級	１級
号給	給料月額
1	370,000
2	371,700
3	372,600
4	374,200
5	375,000

7	329,300	371,200
8	331,000	373,000
9	333,100	373,800

ウ　外国語指導助手給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
1	373,800	414,300
2	374,600	416,100
3	376,100	417,600
4	377,500	419,100
5	378,200	420,700

エ　市税等徴収指導員給料表

（単位：円）

職務の級	１級
号給	給料月額
1	368,600
2	370,300
3	371,200
4	373,000
5	373,800

新旧対照表

○議案第２６号　木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の関する条例の一部を改正する条例（附則第２項関係）

新	旧
木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月27日 条例第２号	木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月27日 条例第２号
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　略 ２　給与条例第18条の４第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　略 ２　給与条例第18条の４第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に掲げる職員を除く。）のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に掲げる職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法第22条の２第１項に掲げる職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

新旧対照表

○議案第２７号　市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例 令和５年６月29日 条例第22号	市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例 令和５年６月29日 条例第22号
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２の７第１項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２第１項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。
（市長等の損害賠償責任の一部免責） 第２条　市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の４第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせる。 （１）～（４）　略 ２　略	（市長等の損害賠償責任の一部免責） 第２条　市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせる。 （１）～（４）　略 ２　略

新旧対照表

○議案第２８号　木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市介護保険条例 平成12年３月25日 条例第７号	木更津市介護保険条例 平成12年３月25日 条例第７号
（保険料率） 第４条　令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　30,800円 （２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　46,800円 （３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　47,900円 （４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　62,500円 （５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　69,500円 （６）　次のいずれかに該当する者　79,900円 ア・イ　略 （７）　次のいずれかに該当する者　81,300円 ア・イ　略 （８）　次のいずれかに該当する者　88,300円 ア・イ　略 （９）　次のいずれかに該当する者　103,600円 ア・イ　略 (10)　次のいずれかに該当する者　118,900円 ア・イ　略 (11)　次のいずれかに該当する者　141,800円 ア・イ　略 (12)　次のいずれかに該当する者　150,200円 ア・イ　略 (13)　次のいずれかに該当する者　159,900円 ア・イ　略 (14)　前各号のいずれにも該当しない者　166,800円	（保険料率） 第４条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第１項第１号に掲げる者　32,100円 （２）　令第39条第１項第２号に掲げる者　48,800円 （３）　令第39条第１項第３号に掲げる者　50,200円 （４）　令第39条第１項第４号に掲げる者　60,200円 （５）　令第39条第１項第５号に掲げる者　66,900円 （６）　次のいずれかに該当する者　77,000円 ア・イ　略 （７）　次のいずれかに該当する者　78,300円 ア・イ　略 （８）　次のいずれかに該当する者　84,300円 ア・イ　略 （９）　次のいずれかに該当する者　99,100円 ア・イ　略 (10)　次のいずれかに該当する者　113,800円 ア・イ　略 (11)　次のいずれかに該当する者　133,900円 ア・イ　略 (12)　次のいずれかに該当する者　140,600円 ア・イ　略 (13)　次のいずれかに該当する者　147,300円 ア・イ　略 (14)　前各号のいずれにも該当しない者　154,000円

2　前項第１号に掲げる第１号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,000円とする。	2　前項第１号に掲げる第１号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,700円とする。
3　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,000円」とあるのは、「32,900円」と読み替えるものとする。	3　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,700円」とあるのは、「32,100円」と読み替えるものとする。
4　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「19,000円」とあるのは、「47,600円」と読み替えるものとする。	4　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「18,700円」とあるのは、「46,800円」と読み替えるものとする。
（賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第６条　略	（賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合） 第６条　略
2　略	2　略
3　保険料の賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(１)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第１項第１号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。	3　保険料の賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(１)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。
4　略	4　略

新旧対照表

○議案第２９号　木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市漁港管理条例 昭和59年３月30日 条例第８号	木更津市漁港管理条例 昭和59年３月30日 条例第８号
（目的） 第１条　この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。
（占用の許可等） 第８条　略 ２　略 ３　第１項の占用の期間は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。 ４　略	（占用の許可等） 第８条　略 ２　略 ３　第１項の占用の期間は、１月（工作物の設置を目的とする占用にあつては３年）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。 ４　略
（占用料等） 第14条　市が管理する漁港の区域内において、法第39条第１項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第４項に規定する認定計画実施者（法第44条第１項に規定する認定計画において法第42条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第１項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）からは、別表第２に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「占用料等」という。）を徴収する。ただし、法第39条第４項に規定するものについては、この限りでない。 ２　略	（占用料等） 第14条　市が管理する漁港の区域内において、法第39条第１項の規定による採取又は占用の許可を受けた者からは、別表第２に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「占用料等」という。）を徴収する。ただし、同条第４項に規定するものについては、この限りでない。 ２　略

新旧対照表

○議案第３０号　木更津市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市下水道事業の設置等に関する条例 令和元年９月27日 条例第16号 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	木更津市下水道事業の設置等に関する条例 令和元年９月27日 条例第16号 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

新旧対照表

○議案第３１号　木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>木更津市立公民館設置及び管理運営条例
昭和32年10月１日
条例第29号</td><td>木更津市立公民館設置及び管理運営条例
昭和32年10月１日
条例第29号</td></tr>
<tr><td></td><td>（分館の設置）
第３条　次表左欄に掲げる公民館には、同表中欄に掲げる分館を設置し、その位置は同表右欄に掲げるとおりとする。<table><tr><td>公民館の名称</td><td>分館の名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>木更津市立中央公民館</td><td>畔戸分館</td><td>木更津市畔戸230番地</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第３条～第８条　略</td><td>第４条～第９条　略</td></tr>
<tr><td>（使用の許可及び使用料等）
第９条　略
２　前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第１から別表第15までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。
３　略</td><td>（使用の許可及び使用料等）
第10条　略
２　前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第１から別表第16までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。
３　略</td></tr>
<tr><td>第10条～第14条　略</td><td>第11条～第15条　略</td></tr>
<tr><td>（原状回復義務）
第15条　使用者は、公民館の使用を終了したとき又は第11条第１項の規定によりその使用を取消し若しくは停止されたときは、職員の指示に従い原状に回復しなければならない。</td><td>（原状回復義務）
第16条　使用者は、公民館の使用を終了したとき又は第12条第１項の規定によりその使用を取消し若しくは停止されたときは、職員の指示に従い原状に回復しなければならない。</td></tr>
<tr><td>（損害賠償）
第16条　略</td><td>（損害賠償）
第17条　略</td></tr>
<tr><td>（警察署長への意見聴取）
第17条　教育委員会は、第10条又は第11条第１項の規定により不許可又は許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、公民館を使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。</td><td>（警察署長への意見聴取）
第18条　教育委員会は、第11条又は第12条第１項の規定により不許可又は許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、公民館を使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。</td></tr>
<tr><td>（委任）</td><td>（委任）</td></tr>
</table>

第18条　略

別表第１（第９条第２項）

略

備考　略

別表第２（第９条第２項）

略

備考　略

別表第３（第９条第２項）

略

備考　略

別表第４（第９条第２項）

略

備考　略

別表第５（第９条第２項）

略

備考　略

別表第６（第９条第２項）

略

備考　略

別表第７（第９条第２項）

略

備考　略

別表第８（第９条第２項）

第19条　略

別表第１（第10条第２項）

略

備考　略

別表第２（第10条第２項）

略

備考　略

別表第３（第10条第２項）

略

備考　略

別表第４（第10条第２項）

略

備考　略

別表第５（第10条第２項）

略

備考　略

別表第６（第10条第２項）

略

備考　略

別表第７（第10条第２項）

略

備考　略

別表第８（第10条第２項）

略	略
備考　略	備考　略
別表第９（第９条第２項）	別表第９（第10条第２項）
略	略
備考　略	備考　略
別表第10（第９条第２項）	別表第10（第10条第２項）
略	略
備考　略	備考　略
別表第11（第９条第２項）	別表第11（第10条第２項）
略	略
備考　略	備考　略
別表第12（第９条第２項）	別表第12（第10条第２項）
略	略
備考　略	備考　略
別表第13（第９条第２項）	別表第13（第10条第２項）
略	略
備考　略	備考　略
別表第14（第９条第２項）	別表第14（第10条第２項）
略	略
備考　略	備考　略
別表第15（第９条第２項）	別表第15（第10条第２項）
略	略
備考　略	備考　略

別表第16（第10条第２項）

種別	使用時間（午前９時から午後９時30分まで） 使用料（１時間当たり）
木更津市立中央公民館畔戸分館	200円

備考

１　住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその５割に相当する額を加算した額とする。

２　使用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げて計算する。

３　法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の４倍に相当する額とする。

４　展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の５割に相当する額とする。

議案第３２号　　譲渡理由等概要

１　譲渡理由

木更津市立中央公民館畔戸分館は、畔戸区の市民活動の拠点として主に使用されており、今後、地域での市民活動等が継続的かつ安定的に行われるためには、木更津市公共施設再配置計画に基づき、畔戸区に建物を無償で譲渡する必要があるため。

２　建物の評価額

１１，８００，０００円

３　位置図

議案第３３号及び議案第３４号　　木更津市・袖ケ浦市境界変更図
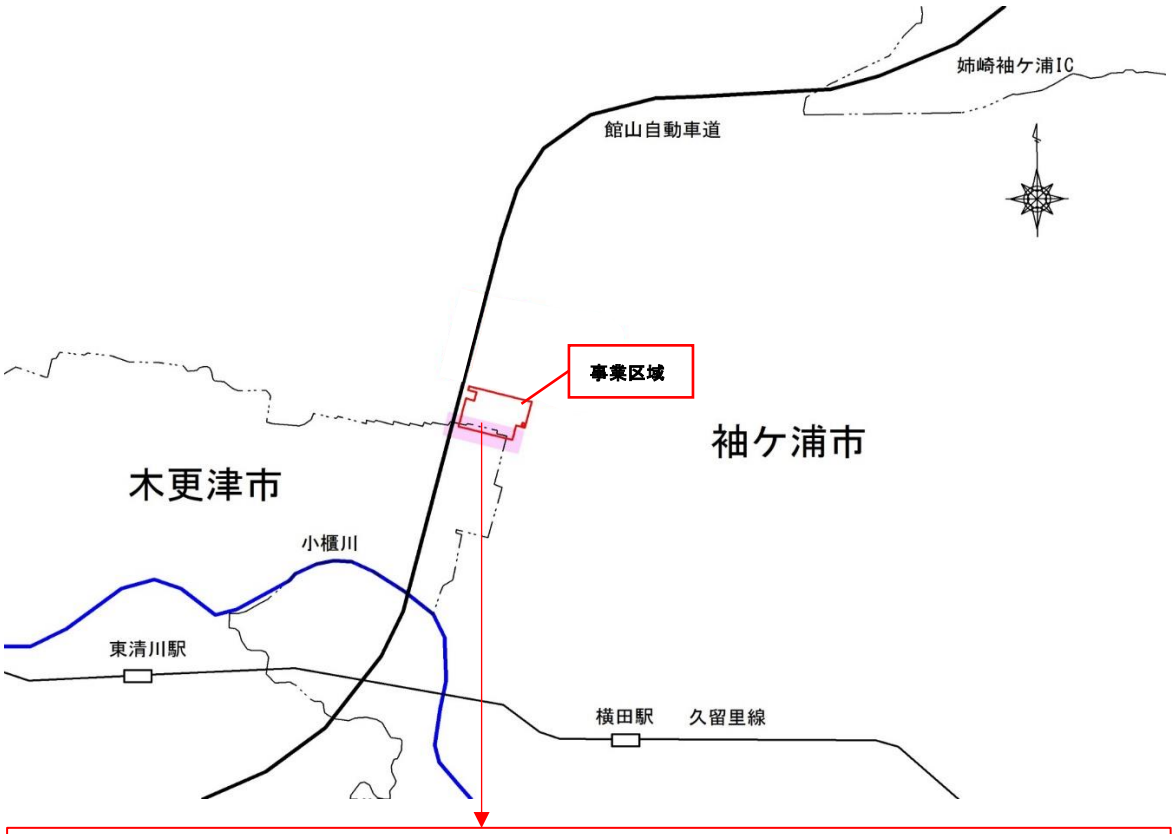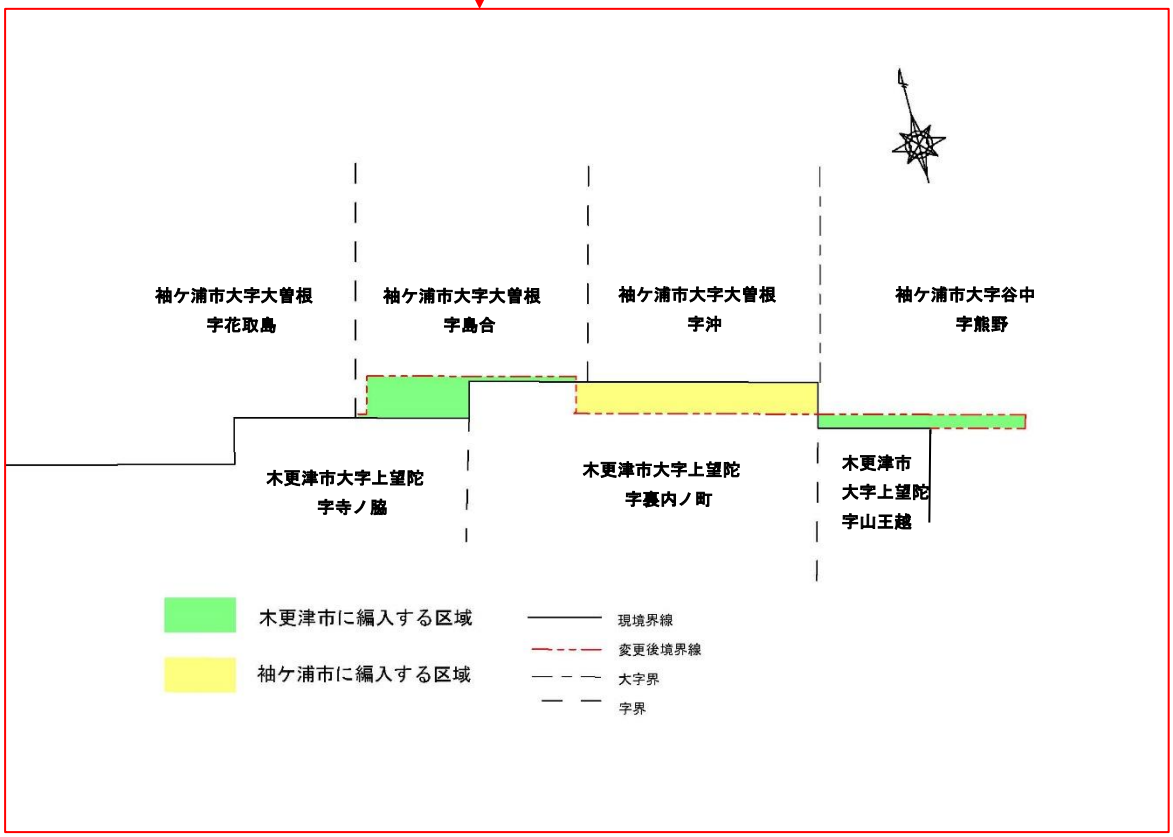
１　木更津市に編入する区域　１０筆　２，０１９．５１㎡
　　袖ケ浦市に編入する区域　　９筆　２，０１９．５１㎡
２　位置図